

国際希少野生動植物種（個体及び個体の加工品）登録申請書

登録申請書類の提出日 → 平成〇年〇月〇日

自然環境研究センター理事長 殿

申請者（※1）

氏名（記名押印又は署名）

自然 研太郎

自然

〒130-8606

住所 東京都墨田区江東橋 3-3-7

電話番号 03-6659-6018

記入例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種名	ヒラオリクガメ ← 種の名称を記載
	区分 (該当する文字を丸で囲むこと。その他 に該当する場合は、余白に具体的内容を 記入すること。)	生体・卵・その他 () はく製・その他 ()
種の特徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	主な特徴	体長(※2) 背甲長 155.0mm 全長(※2) 背甲幅 123.0mm 体重 1,100g 性別 雄 ← 性別が不明の場合は性別不明と記入 その他の特徴(※3)
	所在地	申請者住所と同じ ← 登録申請時における個体の所在地
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令(※4)第4条第1号関係）</p> <p>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第2号関係）</p> <p>3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号イ関係）</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ロ関係）</p> <p>(3) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ハ関係）</p>	
動植物の管理者(所有者と異なる場合)	氏名	
	住所	電話

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- ※2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- ※3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- ※4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

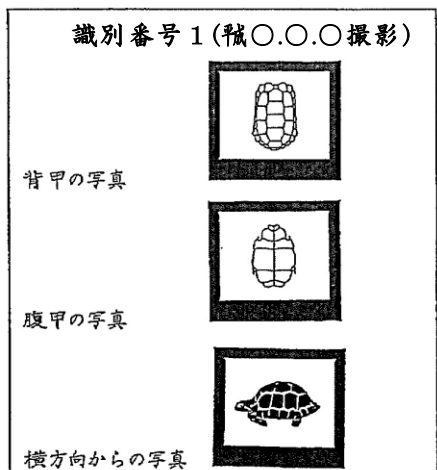
注意事項

1. 複数の個体を登録申請する場合、以下の点に留意すること。

(1) 「国際希少野生動植物種（個体及びその加工品）登録申請書」の「主な特徴」欄は「別紙に記載」とし、別紙に必要事項を記載すること。

(2) その場合、各個体に通し番号（識別番号）を付与し、別紙の「識別番号」欄にそれを記載すること。また、添（貼）付した写真と対応させること（A4版の用紙を貼付、もしくはミニアルバム等に綴ること。その際、下記3の事項を踏まえて整えること）。

【写真貼付例及び別紙記載例】



← 識別番号で対応 →

別紙 国際希少野生動植物種登録申請書

識別番号	主な特徴
1	背甲長：150mm 体重：1,000g 背甲幅：115mm 性別：雄
2	背甲長：147mm 体重：963g 背甲幅：109mm 性別：雄
3	背甲長：138mm 体重：887g 背甲幅：105mm 性別：性別不明

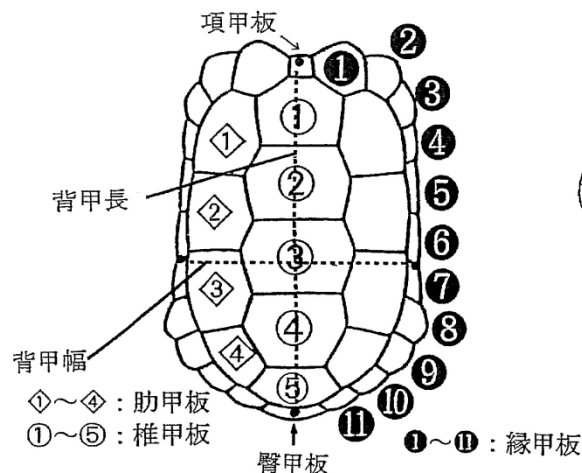
自然 研 究 部

注1) 撮影写真は、撮影した時刻を必ずしも示さずとも、撮影した時刻を記入してください。
注2) 撮影順序は必ずしも記載しなくても構いません。

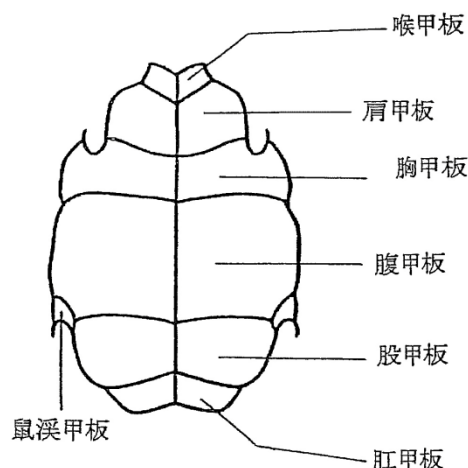
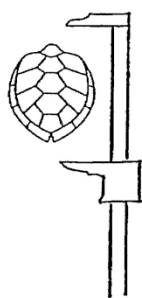
2. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 以下の数値を計測すること。

- ①「背甲長(はいこうちょう)」：臀甲板の中央外側点と項甲板の中央前端の間の直線距離（下図参照）。
 - ②「背甲幅(はいこうふく)」：左右それぞれの第6縁甲板と第7縁甲板が外側で接する最初の点の間の直線距離（下図参照）。
 - ③ 体重
- (2) 上記①及び②の数値の単位はミリメートル(mm)とし、③の数値の単位はグラム(g)とする。
- (3) 上記①及び②の数値は、ノギスを使用して計測すること（下図参照）。
- (4) 性別が不明の場合は、「雌雄不明」とすること。
- (5) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。



【計測方法】



3. 写真（登録申請前1ヶ月以内に撮影すること）

(1) 以下の部位を鮮明に撮影すること。

- ① 背甲
- ② 腹甲
- ③ 左向き（甲の形状をはじめとする特徴が確認できるもの）

※④ 正面（頭部と前足を含む）ビルマホシガメのみ必要

(2) 複数の個体を登録申請する場合、各個体の上記①～③（ビルマホシガメは①～④）の写真（添付した別紙と対応させた通し番号（識別番号）を各写真に記載すること）のほか、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真も撮影すること。

(3) 撮影日がわかるようにすること。